

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令等について
(製造及び消費の技術基準の見直し)

令和3年10月
経済産業省
産業保安グループ
鉱山・火薬類監理官付

1. 背景

火薬類取締法は、制定された昭和25年以来、技術基準等について、産業実態や技術革新等に合わせた改正を逐次実施してきているものの必ずしも十分とは言いがたい状況となっている。

少量の火薬・爆発を用いた安全装置等に用いられる火工品や新規製品の開発、普及に向けた対応も求められることから、技術基準全体を仕様規定中心の体系から性能規定中心の体系へ転換させる必要がある。

このため、平成26年度の産業構造審議会保安分科会火薬小委員会より技術基準について性能規定化を中心とした見直しの議論が進められてきたところ。

今般、これまでの議論を踏まえ、火薬類の製造及び消費の技術基準の一部について改正を行う。

2 主な改正事項

①消費の技術基準の性能規定化【消費】

具体的な仕様が定められた基準のうち、見直しの必要があるものについて、性能規定化を行うとともに、対応する例示基準(※)を策定する。

(施行規則第51条～第56条の4、例示基準)

(※) 正式名称は「火薬類取締法施行規則関係例示基準(消費)」。技術総括・保安審議官名で発出する法の運用基準である、「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」(令和3年3月1日付け)の一部。

例：凍結したダイナマイトの融解について、現行省令では「摂氏30度以下に保った室内に置くことで融解する」等の具体的な技術基準が規定されているが、今後は具体的な技術基準は例示基準で規定することとし、改正省令では、その性能規定として、「爆発又は発火のおそれがない適切な方法で融解する」旨を規定する。

②電波を発する機器の携行の制限【製造・消費】

電波により電気雷管が爆発する事故例(海外)が報告されていることを踏まえ、消費現場における電気雷管の運搬時に、電波を発する機器を携行することを新たに制限する。あわせて、危険工室等(電流により作動する機構を

持つ火工品を取り扱う危険工室等に限る。)への入室時に、電波を発する機器を携行することを新たに制限する。

また、いずれの場合でも、やむを得ず携行する場合には、火工品に対して間隔を取る等の適切な措置を講ずることを義務づける。

(施行規則第5条、第51条)

③半導体集積回路付き電気雷管に関する特例【消費】

半導体集積回路付き電気雷管のうち、漏えい電流や電波等に対する安全機構を取り入れ、誤爆を回避する仕組みが備えられたものについて、電気雷管の運搬及び導通(抵抗)試験時における規制の一部を緩和する(例:導通試験時に、装填箇所から30m以上離れなくても良いものとする)。

(施行規則第51条、第54条)

④火薬類取扱所の設置における特例の見直し【消費】

現行、「1日の消費回数が1回」であって、「直ちに火薬類を火薬庫に返納できる場合」については、火薬類取扱所を設けなくて良いとされているところ、消費場所内に持ち込む火薬類を1回の消費に要する数量に制限することによって管理が徹底できることを踏まえ、「1日の消費回数が1回」という要件を「1回の消費ごと」に変更する(「直ちに火薬類を火薬庫に返納できる場合」という要件は変更なし)。

また、新たに「土地の事情その他やむを得ない事情により、火薬類取扱所を設けることができない消費場所であって、1日の消費回数が1回であり、かつ、火工所として、火薬類取扱所の構造基準に適合する建物を設けた場合」についても、火工所が火薬類取扱所と同等の機能を有すると認められることから、火薬類取扱所を設置しなくて良いこととする。

(施行規則第52条)

⑤点火回路を無線とした場合の措置の追加【消費】

無線を用いた点火回路では、他の電波等による誤爆が懸念されるため、誤った信号により意図に反して誤爆しないような措置を講ずることを新たに求めることとする。

(施行規則第54条、第56条の4)

⑥爆薬を装填した際の込物の要否に関する基準の見直し【消費】

火薬類を装填する際に、発火性又は引火性のない砂・粘土等の込物の使用を要する規定を緩和する(例:銳感剤等を含む含水爆薬を使用する場合には、込物の有無により飛石距離に優位な差が見られないことから、込物の使用を要しないこととする)。

(施行規則第53条)

○経済産業省令第七十三号
火薬類取締法（昭和二十五年法律第二百四十九号）第七条第一号及び第二十六条の規定に基づき、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和三年十月十五日

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令

経済産業大臣 萩生田光一

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げ
る規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応
するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに
対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(定置式製造設備に係る製造方法の基準)		(定置式製造設備に係る製造方法の基準)	
第五条	〔略〕	第五条	〔略〕
一 〔略〕	一 〔略〕	一 〔略〕	一 〔略〕
七の二 電流により作動する機構を持つ火 工品を取り扱う危険工室等には、電波を 発する機器を携行しないこと。やむを得 ず携行する場合には、当該火工品が爆発 し又は発火するおそれがないよう、当該 火工品に対して間隔をとる等の適切な措 置を講ずること。	八 〔略〕	八 〔略〕	八 〔略〕
2 ・ 3 〔略〕	2 ・ 3 〔略〕	2 〔新設〕	2 〔新設〕
(火薬類の取扱い)	(火薬類の取扱い)	(火薬類の取扱い)	(火薬類の取扱い)
第五十一条 〔略〕	第五十一条 〔略〕	第五十一条 〔略〕	第五十一条 〔略〕
一 〔略〕	一 〔略〕	一 〔略〕	一 〔略〕
二 火薬類を存置し、又は運搬するときは、 火薬、爆薬、導爆線又は制御発破用コー ドと火工品（導爆線及び制御発破用コー ドを除く。）とは、それぞれ異なった容器 に収納すること。ただし、火工所（第五 十二条の二第一項の規定により設けられ たものをいう。以下この条及び次条にお いて同じ。）において薬包に工業雷管、電 気雷管を取り付けたものを当該火	二 火薬類を存置し、又は運搬するときは、 火薬、爆薬、導爆線又は制御発破用コー ドと火工品（導爆線及び制御発破用コー ドを除く。）とは、それぞれ異なった容器 に収納すること。ただし、第五十二条の二 第一項の規定により設けられた火工所に おいて薬包に工業雷管、電気雷管又は導 火管付き雷管を取り付けたものを当該火	二 火薬類を存置し、又は運搬するときは、 火薬、爆薬、導爆線又は制御発破用コー ドと火工品（導爆線及び制御発破用コー ドを除く。）とは、それぞれ異なった容器 に収納すること。ただし、第五十二条の二 第一項の規定により設けられた火工所に おいて薬包に工業雷管、電気雷管又は導 火管付き雷管を取り付けたものを当該火	二 火薬類を存置し、又は運搬するときは、 火薬、爆薬、導爆線又は制御発破用コー ドと火工品（導爆線及び制御発破用コー ドを除く。）とは、それぞれ異なった容器 に収納すること。ただし、第五十二条の二 第一項の規定により設けられた火工所に おいて薬包に工業雷管、電気雷管又は導 火管付き雷管を取り付けたものを当該火

氣雷管又は導火管付き雷管を取り付けたものを当該火工所に存置し、又は当該火工所から発破場所に若しくは発破場所から当該火工所に運搬する場合には、この限りでない。

三 火薬類を運搬するときは、衝撃等に対して安全な措置を講ずること。この場合において、工業雷管、電気雷管若しくは導火管付き雷管又はこれらを取り付けた薬包を坑内又は隔離した場所に運搬するときは、背負袋、背負箱その他の運搬専用の安全な用具を使用すること。

三の二 【略】

四 電気雷管は、脚線が露出しないような容器に収納して運搬すること。

四の二 電気雷管を運搬する場合には、次のイからハまでのいずれにも適合すること。

口 ただし、半導体集積回路を組み込んだ電気雷管であつて、電波又は電流により意図に反して爆発しないよう措置を講じたもの（以下「電子雷管」という。）を運搬する場合は、この限りでない。

イ 乾電池その他電路の露出している電気器具を携行しないこと。

ロ 電波を発する機器を携行しないこと。

ハ 電灯線、動力線その他漏電のおそれがあるものにできるだけ接近しないこと。

工所に存置し、又は当該火工所から発破場所に若しくは発破場所から当該火工所に運搬する場合には、この限りでない。

三 火薬類を運搬するときは、衝撃等に対して安全な措置を講ずること。この場合において、工業雷管、電気雷管若しくは導火管付き雷管又はこれらを取り付けた薬包を坑内又は隔離した場所に運搬するときは、背負袋、背負箱等を使用すること。

三の二 【略】

四 電気雷管を運搬する場合には、脚線が裸出しないような容器に収納し、乾電池その他電路の裸出している電気器具を携行せず、かつ、電灯線、動力線その他漏電のおそれのあるものにできるだけ接近しないこと。

【新設】

九 【略】

十 一日に消費場所に持ち込むことでのきる火薬類の数量は、一日の消費見込量以下とし、消費場所に持ち込む火薬類（移動式製造設備を用いて製造した特定硝酸アンモニウム系爆薬であつて、製造した製造所において製造日に消費するものを除く。）は、火薬類取扱所（次条第一項第一号又は第二号）の場合にあつては火工所）を経由させること。ただし、次条第

六 凍結したダイナマイト等は、爆発又は発火のおそれがない適切な方法で融解すること。ただし、火気、ストーブ、蒸気管その他高熱源に接近させてはならない。

七 【略】

八 使用に適しない火薬類は、その旨を明記したうえで、火薬類取扱所（次条第一項本文の規定により設けられたもの）をい下この条において同じ。）に返送すること。ただし、次条第一項第一号又は第二号の場合にあつては、第五十二条の二第二項の規定により設けられた火工所、第三号の場合にあつては、火工所、同項第一項の規定により設けられた火工所、第三号の場合にあつては火薬庫に返送すること。

九 【略】

十 一日に消費場所に持ち込むことでのきる火薬類の数量は、一日の消費見込量以下とし、消費場所に持ち込む火薬類（移動式製造設備を用いて製造した特定硝酸アンモニウム系爆薬であつて、製造した製造所において製造日に消費するものを除く。）は、火薬類取扱所（次条第一項第一号又は第二号）の場合にあつては火工所）を経由させること。ただし、次条第一項本文の規定により設けられた火薬類取扱所（同項第一項の規定により設けられた火工所）を経由させること。ただし、次条第一項第二号の場合は、この限りでない。

十一 【略】

十二 一日に消費場所に持ち込むことでのきる火薬類の数量は、一日の消費見込量以下とし、消費場所に持ち込む火薬類（移動式製造設備を用いて製造した特定硝酸アンモニウム系爆薬であつて、製造した製造所において製造日に消費するものを除く。）は、火薬類取扱所（次条第一項第一号又は第二号）の場合にあつては火工所）を経由させること。ただし、次条第一項第三号の場合には、この限りでない。

十三 消費場所においては、やむを得ない場合を除き、火薬類取扱所、火工所又は発破場所以外の場所に火薬類を存置しないこと。

十四 十四十八 【略】

(火薬類取扱所)
第五十二条 「略」

二 土地の事情その他やむを得ない事情により、火薬類取扱所を設けることができない消費場所であつて、一日の火薬類消費回数が一であり、かつ、火工所として、第三項第二号から第四号までの規定に適合する建物を設けた場合(この場合において、同項第二号から第四号までの規定中「火薬類取扱所」とあるのは、火工所と読み替えるものとする。)

三 一回の火薬類消費ごとに火薬庫から消費場所に火薬類を持ち込む場合であつて、直ちに火薬類を火薬庫に返納できる場合

3 2
〔略〕

二 火薬類取扱所には平家建の建物を設け、その構造は、火薬類を存置するときに見張人を常に配置する場合を除き、盗難及び火災を防ぎ得る構造とすること。

三 火薬類取扱所の建物の屋根の外面には、金属板、スレート板、瓦その他の不燃性物質を使用すること。

四 火薬類取扱所の建物の入口の扉には、火薬類を存置するとき見張人を常に配置する場合を除き、盗難及び火災を防止するための措置を講ずること。

(火薬類取扱所)
第五十二条 「略」
〔新設〕

二 一日の火薬類消費回数が一である場合であつて、直ちに火薬類を火薬庫に返納できる場合

3 2
〔略〕

二 火薬類取扱所には建物を設け、その構造は、火薬類を存置するときに見張人を常に配置する場合を除き、平家建の鉄筋コンクリート造り、コンクリートブロック造り又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得る構造とすること。

三 火薬類取扱所の建物の屋根の外面は、金属板、スレート板、かわらその他の不燃性物質を使用し、建物の内面は、板張りとし、床面にはできるだけ鉄類を表さないこと。

〔新設〕

四 火薬類取扱所の建物の入口の扉は、火薬類を存置するとき見張人を常に配置する場合を除き、盗難及び火災を防止するための措置を講ずること。

五 火薬類取扱所に暖房設備を設ける場合には、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずるとともに、燃焼やすい物と隔離すること。

六 火薬類取扱所に照明設備を設ける場合は、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。

七 火薬類取扱所の周囲には、適當な境界欄を設け、かつ、「立入禁止」「火気厳禁」等と書いた警戒札を掲示すること。

八 火薬類取扱所内には、見やすい場所に火薬類の取扱いに必要な法規及び注意事項を掲示すること。

九 火薬類取扱所の境界内には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物を堆積しないこと。

十・十二 「略」

十・三 火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。

十一 火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。

十二 火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。

十三 火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。

十四 火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。

十五 火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。

十六 火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。

十七 火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。

五 暖房の設備を設ける場合には、温水蒸気又は熱気以外のものを使用しないこと。

六 火薬類取扱所の建物内を照明する設備を設ける場合には、火薬類取扱所の建物内と完全に隔離した電灯とし、かつ、当該取扱所の建物内において電導線を表示ないこと。ただし、安全な装置を施した定着電灯を使用し、配線は金属管工事又はキヤブタイヤーケーブル若しくはがい装ケーブルを使用するケーブル工事により、かつ、自動遮断器又は開閉器を火薬類取扱所の建物外に設けるときは、この限りでない。

七 火薬類取扱所内には、見やすい所に取扱いに必要な法規及び心得を掲示すること。

八 火薬類取扱所内には、見やすい所に取扱いに必要な法規及び心得を掲示すること。

九 火薬類取扱所の境界内には、爆発し、発火し、又は燃焼しやすい物を堆積しないこと。

十・十二 「略」

十・三 火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。

十一 火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。

十二 火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。

十三 火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。

十四 火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。

十五 火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。

十六 火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。

十七 火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。

十八 火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。

十九 火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。

二十 火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。

二十一 火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。

二十二 火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。

二十三 火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。

二十四 火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。

二十五 火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。

二十六 火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。

二十七 火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。

二十八 火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。

二十九 火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。

三十 火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。

三十一 火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。

三十二 火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。

三十三 火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。

三十四 火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。

三十五 火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。

三十六 火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。

三十七 火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。

三十八 火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。

三十九 火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。

四十 火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。

四十一 火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。

四十二 火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。

四十三 火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。

四十四 火薬類取扱所の内部は、整理整頓し、火薬類取扱所内における作業に必要な器具以外の物を置かないこと。

九 火薬類を装填する場合には、発破孔に砂その他の発火性又は引火性のない込物を使用し、かつ、摩擦、衝撃、静電気等に対しても安全な装填機又は装填具を使用すること。ただし、坑内において、装填機のうち、硝安油剤爆薬又は含水爆薬を発破孔に装填するための設備を使用して硝安油剤爆薬又は含水爆薬を発破孔との間に空隙が生じないよう密に装填し、発破孔の奥から起爆する場合は、発破孔に込物を使用することを要しない。

九 火薬類を装填する場合には、発破孔に砂その他の発火性又は引火性のない込物を使用し、かつ、摩擦、衝撃、静電気等に対しても安全な装填機又は装填具を使用すること。ただし、坑内において、装填機のうち、特定硝酸アンモニウム系爆薬を発破孔に装填するための設備(第四条の二第一項第三十号に規定する設備)を除く。以下この条において「装填設備」という)を使用して特定硝酸アンモニウム系爆薬を発破孔との間に空隙が生じないよう密に装填し、発破孔の奥から起爆する場合は、発破孔に込物を使用することを要しない。

十六 発破に際しては、あらかじめ定めた危険区域への通路に見張人を配置し、その内部に係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、付近の者に発破する旨を警告し、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。

(ガス導管発破)

第五十三条の三 【略】

一 ガス導管発破器には、点火作業に従事する者以外者が点火できないよう措置を講ずること。

二 ガス導管内に爆発性ガスを充填する場合には、次のイ及びロに掲げる措置を講ずること。

イ 【略】
ロ 作業者が安全な場所に退避したこととを確認した後、火薬類の装填箇所から三十メートル以上離れた安全な場所で充填すること。

二 ガス導管内に爆発性ガスを充てんする場合には、次のイ及びロに掲げる措置を講ずること。

イ 【略】
ロ 作業者が安全な場所に退避したこととを確認した後、火薬類の装てん箇所から三十メートル以上離れた安全な場所で充てんすること。

三 点火する前に、爆発性ガスが、ガス導管内に完全に充填されていることを確認すること。

四 導火管の点火に用いる点火器には、点火作業に従事する者以外者が点火できないよう措置を講ずること。

第五十三条の四 【略】

一～三 【略】

四 導火管の点火に用いる点火器には、点火する際を除くほか、錐を施すことにより、又はハンドルその他の点火スイッチを離脱させることにより点火ができないよう措置を講じ、かつ、当該錐又は点火スイッチは点火作業に従事する者が自ら携帯すること。

第五十三条の四 【略】

一～三 【略】

四 導火管の点火に用いる点火器には、点火する際を除くほか、錐を施すことにより、又はハンドルその他の点火スイッチを離脱させることにより点火ができないよう措置を講じ、かつ、当該錐又は点火スイッチは点火作業に従事する者が自ら携帯すること。

十五 装填設備により硝安油剤爆薬又は含水爆薬を装填する場合は、適切な圧力により装填を行うこと。

十五 装填設備により硝安油剤爆薬又は含水爆薬を装填する場合は、適切な圧力により装填を行うこと。

十三 装填設備を使用するときは、金属部は接地しておくこと。

十四 装填設備には、鉄、砂れき、木片、ガラス片その他の異物が硝安油剤爆薬又は含水爆薬に混入することを防止するための措置を講ずること。

十五 装填設備により硝安油剤爆薬又は含水爆薬を装填する場合は、適切な圧力により装填を行うこと。

十一 装填設備に備え付ける装填するためのホースは十分な強度を有し、摩擦、衝撃及び静電気に対して安全な措置を講ずること。

十二 装填設備の内面は腐食し難く、かつ、硝安油剤爆薬又は含水爆薬の分解させない材質を用いたものとすること。

十一 装填設備に備え付ける装填するためのホースは十分な強度を有し、摩擦、衝撃及び静電気に対して安全な措置を講ずること。

十一 装てん設備に備え付ける装てんするためのホースは十分な強度を有し、摩擦、衝撃及び静電気に対して安全な措置を講ずること。

十二 装てん設備の内面は腐食し難く、かつ、特定硝酸アンモニウム系爆薬の分解を促進させない材質を用いたものとすること。

十一 装てん設備に備え付ける装てんするためのホースは十分な強度を有し、摩擦、衝撃及び静電気に対して安全な措置を講ずること。

十二 装てん設備の内面は腐食し難く、かつ、特定硝酸アンモニウム系爆薬の分解を促進させない材質を用いたものとすること。

十三 装てん設備を使用するときは、金属部は接地しておくこと。

十四 装てん設備には、鉄、砂れき、木片、ガラス片その他の異物が硝安油剤爆薬又は含水爆薬に混入することを防止し、強風による砂塵の飛揚がある場合には、装てん設備の付近に散水する等の適切な措置を講ずること。

十五 装てん設備により特定硝酸アンモニウム系爆薬を装てんする場合は、適切な圧力により装てんを行うこと。

十五 装てん設備により特定硝酸アンモニウム系爆薬を装てんする場合は、適切な圧力により装てんを行うこと。

五 【略】

十六 発破に際しては、あらかじめ定めた危険区域への通路に見張人を配置し、その内部に係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、附近の者に発破する旨を警告し、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。

(ガス導管発破)

第五十三条の三 【略】

一 ガス導管発破器には、点火する際を除くほか、錐を施すことにより、又はハンドルその他の点火スイッチを離脱させることにより点火ができないよう措置を講じ、かつ、当該錐又は点火スイッチは点火作業に従事する者が自ら携帯すること。

二 ガス導管内に爆発性ガスを充てんする場合には、次のイ及びロに掲げる措置を講ずること。

イ 【略】
ロ 作業者が安全な場所に退避したこととを確認した後、火薬類の装てん箇所から三十メートル以上離れた安全な場所で充てんすること。

二 ガス導管内に爆発性ガスを充てんする場合には、次のイ及びロに掲げる措置を講ずること。

イ 【略】
ロ 作業者が安全な場所に退避したこととを確認した後、火薬類の装填箇所から三十メートル以上離れた安全な場所で充填すること。

第五十三条の四 【略】

一～三 【略】

四 導火管の点火に用いる点火器には、点火する際を除くほか、錐を施すことにより、又はハンドルその他の点火スイッチを離脱させることにより点火ができないよう措置を講じ、かつ、当該錐又は点火スイッチは点火作業に従事する者が自ら携帯すること。

第五十三条の四 【略】

一～三 【略】

四 導火管の点火に用いる点火器には、点火する際を除くほか、錐を施すことにより、又はハンドルその他の点火スイッチを離脱させることにより点火ができないよう措置を講じ、かつ、当該錐又は点火スイッチは点火作業に従事する者が自ら携帯すること。

五 【略】

(電気発破)
第五十四条 [略]

一 発破しようとする場所に漏えい電流がある場合には、電気発破をしないこと。ただし、安全な方法により行なう場合には、この限りでない。

二 電気発破器及び電池は、乾燥したところに置き、使用前に起電力を確かめること。

三 発破母線は、日本産業規格C3307(100)〔六〇〇Vビニル絶縁電線〕に適合する電線又はこれと同等以上の絶縁効力のある電線であつて、三十メートル以上の機械的に強力なものを使用し、使用前に断線の有無を検査すること。

四 発破母線は、点火するまでは点火器に接続する側の端を短絡させておき、発破母線の電気雷管の脚線に接続する側は、短絡を防ぐために心線を長短不そろいにしておくこと。

五 発破母線を敷設する場合には、電線路その他の充電部又は帶電するものが多いたものから隔離すること。

六 [略]

七 動力線又は電灯線を電源にするときは、電路の開閉は確実にし、当該作業者のほかは開閉できないようにし、かつ、電路には電気雷管が確実に爆発するための適当な電流が流れるようにすること。

八 電気発破器には、点火作業に従事する者以外の者が点火できないよう措置を講ずること。

(電気発破)
第五十四条 [略]

一 発破しようとする場所に漏えい電流がある場合には、電気発破をしないこと。ただし、安全な方法により行なう場合には、は、この限りでない。

二 電気発破器及び電池は、乾燥したところに置き、使用前に起電力を確かめること。

三 発破母線は、六百ボルトゴム絶縁電線以上の絶縁効力のあるもので機械的に強力なものであつて三十メートル以上のものを使用し、使用前に断線の有無を検査すること。

四 発破母線は、点火するまでは点火器に接続する側の端を短絡させて置き、発破母線の電気雷管の脚線に接続する側は、短絡を防ぐために心線を長短不揃にしておくこと。

五 発破母線を敷設する場合には、電線路その他の充電部又は帶電するものが多いものから隔離すること。

六 [略]

七 動力線又は電灯線を電源にするときは、電路の開閉は確実にし、当該作業者のほかは開閉できないようにし、かつ、電路にはアンペア以上の適当な電流が流れるようにすること。

八 電気発破器には、点火する際を除くほか、錐を施すことにより、又はハンドルその他の点火スイッチを離脱させることにより点火ができないように措置を講ずること。

(坑道式発破)
第五十四条の二 [略]

一 坑道式発破による危害の防止に必要な事項を定めた坑道式発破の注意事項を作成し、あらかじめこれを適當な箇所に掲示する等の方法によつて作業者に周知し、これに従つて作業をさせるようにすること。

二 坑道式発破の計画の設定及びその実施は、これに十分経験のある火薬類取扱保安責任者又は火薬類取扱保安責任者が十分知識及び経験がある者と認めて推薦した者に行わせること。

(坑道式発破)
第五十四条の二 [新設]

一 坑道式発破による危害の防止に必要な事項を定めた坑道式発破心得を作成し、あらかじめこれを適當な箇所に掲示する等の方法によつて作業者に熟知せしめ、これに従つて作業をさせるようにすること。

二 坑道式発破の計画の設定及びその実施は、これに十分経験のある火薬類取扱保安責任者又は火薬類取扱保安責任者が十分知識及び経験がある者と認めて推せんしたものに行わせること。

八 装填した爆薬が完全に爆発したかどうかを確認するために、発破時の崩壊状況を詳しく観測すること。この場合において、点火する前に岩盤等の崩壊予定線その他適当な箇所に旗等による標示、その他の措置を講ずること。

九 【略】

(構造物解体発破)

第五十四条の三 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の構造物（以下単に「構造物」という）を解体するための発破（以下「構造物解体発破」という。）を行う場合には、第五十三条及び第五十三条の三から第五十四条までの規定のほか、次の規定を守らなければならない。

一 構造物解体発破の計画を設定する場合には、構造物及びその敷地並びに周辺の環境を調査し、発破により災害の発生する可能性を検討した上で、解体工法を決定すること。

二 構造物解体発破の計画の設定及びその実施は、これに十分経験のある火薬類取扱保安責任者又は火薬類取扱保安責任者が十分知識及び経験があると認めて推薦した者に行わせること。

三 構造物解体発破の計画の決定に際しては、必要に応じて試験発破を行い、その計画が適切であることの確認を行うこと。試験発破を行う場合には、構造物の構造等を考慮して構造物の安定性が損なわれない場所を選定して試験発破を行うこと。

四 構造物解体発破は、前三号の規定により定めた計画に従つて実施すること。

五 構造物の地上部分の発破のため火薬類の装填を開始する前に、飛散物の防護措置を講ずること。

六 発破のため火薬類の装填を開始するに際しては、消費場所に関係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、発破終了まで立入りを禁止すること。

八 装てんした爆薬が完全に爆発したかどうかを確認するために、発破時の崩壊状況をくわしく観測すること。この場合において、点火する前に岩盤等の崩壊予定線その他適当な箇所に旗等による標示、その他の措置を講ずること。

九 【略】

(構造物解体用発破)

第五十四条の三 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の構造物（以下単に「構造物」という。）を倒壊により解体するための発破（以下「構造物解体用発破」という。）を行う場合には、第五十三条及び第五十三条の三から第五十四条までの規定にかかわらず発破母線の点火回路に接続する側の端を短絡させずに点火器に接続すること。

一 構造物解体用発破の計画を設定する場合には、構造物及びその敷地並びに周辺の環境を調査し、発破により災害の発生する可能性を検討した上で、解体工法を決定すること。

二 構造物解体用発破の計画の設定及びその実施は、これに十分経験のある火薬類取扱保安責任者又は火薬類取扱保安責任者が十分知識及び経験があると認めて推薦した者に行わせること。

三 構造物解体用発破の計画の決定に際しては、試験発破を行い、その計画が適切であることの確認を行うこと。この場合において、試験発破は、構造物の構造等を考慮して構造物の安定性が損なわれない場所を選定して試験発破を行うこと。

四 構造物解体用発破は、前三号の規定により定めた計画に従つて実施すること。

五 構造物の地上部分の発破のため火薬類の装填を開始する前に、飛散物の防護措置を講ずること。

六 発破のため火薬類の装てんを開始するに際しては、消費場所に関係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、発破終了まで立入りを禁止すること。

七 火薬類は発破孔に密に装てんし、かつ、吸湿により劣化するおそれがあるときは、吸湿しないよう措置を講ずること。

七 火薬類は発破孔に密に装てんし、かつ、必要に応じ吸湿のおそれがないような措置を講ずること。

八 構造物内のガス導管、導水管又は電流回路は、切断その他の損傷が起こらないような措置を講ずること。

九 【略】

(構造物の地上部分を電気発破により解体する場合)

十 構造物の地上部分を電気発破により解体する場合は、落雷等により暴発を起こすおそれがあるときは、第五十四条第四号の規定にかかわらず発破母線の点火回路に接続する側の端を短絡させずに点火器に接続すること。

十一 点火により、装てんした火薬類が完全に爆発したことを確認するための工業雷管、電気雷管又は導水管付き雷管の設置等の措置を講じ、かつ、発破時の解体状況を詳しく述べること。

十二 構造物解体発破の点火及び前号に規定する解体状況の観測は、安全な位置で行うこと。

(不発)

第五十五条 (装てんされた火薬類が点火後爆発しないとき)

火薬類が点火後爆発しないとき又はその確認が困難であるときは、当該作業者は、次の各号の規定を守らなければならぬ。

一・二 【略】

三 ガス導管発破の場合には第一号の措置、電気雷管（半導体集積回路を組み込んだものを除く。）によつた場合には、前号の措置、導水管発破の場合には再点火できかないような措置を講じた後それぞれ五分以上、半導体集積回路を組み込んだ電気雷管によつた場合には、前号の措置を講じた後五分以上、半導体集積回路を組み込んだ電気雷管によつた場合には、前号の措置を講じた後十分以上、その他の場合には、点火後十五分以上を経過した後でなければ火薬類装てん箇所に接近せず、かつ、他の作業者を接近させないこと。

四 構造物解体用発破は、前三号の規定により定めた計画に従つて実施すること。

五 構造物の地上部分の発破のため火薬類の装てんを開始する前に、飛散物の防護措置を講ずること。

六 発破のため火薬類の装てんを開始するに際しては、消費場所に関係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、発破終了まで立入りを禁止すること。

七 火薬類は発破孔に密に装てんし、かつ、必要に応じ吸湿のおそれがないような措置を講ずること。

八 構造物内のガス導管、導水管又は電流回路は、切断その他の損傷が起こらないような措置を講ずること。

九 【略】

(構造物の地上部分を電気発破により解体する場合)

十 構造物の地上部分を電気発破により解体する場合は、落雷等により暴発を起こすおそれがある場合には、第五十四条第四号の規定にかかわらず発破母線の点火回路に接続する側の端を短絡させないことを。この場合において、発破母線の点火器に接続する側の端は絶縁物で被覆すること。

十一 点火により、装てんした火薬類が完全に爆発したことを確認するための工業雷管、電気雷管又は導水管付き雷管の設置等の措置を講じ、かつ、発破時の解体状況を詳しく述べること。

十二 構造物解体発破の点火及び前号に規定する解体状況の観測は、安全な位置で行うこと。

(不発)

第五十五条 (装てんされた火薬類が点火後爆発しないとき)

火薬類が点火後爆発しないとき又はその確認が困難であるときは、当該作業者は、次の各号の規定を守らなければならぬ。

一・二 【略】

三 ガス導管発破の場合には、第一号の措置、電気雷管（半導体集積回路を組み込んだものを除く。）によつた場合には、前号の措置を講じた後十分以上、半導体集積回路を組み込んだ電気雷管によつた場合には、前号の措置を講じた後五分以上、半導体集積回路を組み込んだ電気雷管によつた場合には、前号の措置を講じた後十分以上、その他の場合には、点火後十五分以上を経過した後でなければ火薬類装てん箇所に接近せず、かつ、他の作業者を接近させないこと。

四 構造物解体用発破は、前三号の規定により定めた計画に従つて実施すること。

五 構造物の地上部分の発破のため火薬類の装てんを開始する前に、飛散物の防護措置を講ずること。

六 発破のため火薬類の装てんを開始するに際しては、消費場所に関係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、発破終了まで立入りを禁止すること。

2

不発の装薬がある場合には、当該作業者立会の下で次の各号のいずれかの規定を守らなければならない。

一 不発の発破孔から〇・六メートル以上

(手掘の場合にあつては〇・三メートル

以上) の間隔を置いて平行にせん孔して

発破を行い、不発火薬類を回収すること。

二 【略】

三 不発の発破孔からゴムホース等による水流若しくは圧縮空気で込物を流し出し、又は工業雷管、電気雷管若しくは導火管付き雷管に達しないように少しづつ静かに込物の大部分を掘り出した後、新たに薬包に工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管を取り付けたものを装填し、再点火すること。

四 前三号の措置により不発火薬類を回収することができない場合においては、不発火薬類が存在するおそれがある場所に適当な標示をし、かつ、直ちに責任者に報告してその指示を受けること。

(発破終了後の措置)

第五十六条 発破を終了したときは、当該作業者は、発破による有害ガスによる危険が除去された後、岩盤、コンクリート構造物等についての危険の有無を検査し、安全と認められた後(坑道式発破にあつては、発破後三十分钟を経過して安全と認めた後)でなければ、何人も発破場所に立入らせてはならない。

(コンクリート破碎器の消費)
第五十六条の二 消費場所においてコンクリート破碎器を取り扱う場合には、第五十一条第一号、第四号、第四号の二、第十号、第十四号、第十七号及び第十八号の規定を準用するほか、次の各号の規定を守らなければならない。

第五十六条の二 消費場所においてコンクリート破碎器を取り扱う場合には、第五十一条第一号、第四号、第十号、第十四号、第十七号及び第十八号の規定を準用するほか、次の各号の規定を守らなければならない。

2

不発の装薬がある場合には、当該作業者立会の下で次の各号の規定の一を守らなければならぬ。

一 不発の発破孔から〇・六メートル以上

(手掘の場合にあつては〇・三メートル

以上) の間隔を置いて平行にせん孔して

発破を行い、不発火薬類を回収すること。

二 【略】

三 不発の発破孔からゴムホース等による水流若しくは圧縮空気で込物を流し出し、又は工業雷管、電気雷管若しくは導火管付き雷管に達しないように少しづつ静かに込物の大部分を掘り出した後、新たに薬包に工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管を取り付けたものを装てんし、再点火すること。

四 前三号の措置により不発火薬類を回収することができない場合においては、不発火薬類が存在する虞のある場所に適当な標示をし、かつ、直ちに責任者に報告してその指示を受けること。

(発破終了後の措置)

第五十六条 発破を終了したときは、当該作業者は、発破による有害ガスによる危険が除去された後、天盤、側壁その他岩盤、コンクリート構造物等についての危険の有無を検査し、安全と認められた後(坑道式発破にあつては、発破後三十分钟を経過して安全と認めた後)でなければ、何人も発破場所に立入らせてはならない。

(コンクリート破碎器の消費)
第五十六条の二 消費場所においてコンクリート破碎器を取り扱う場合には、第五十一条第一号、第四号、第十号、第十四号、第十七号及び第十八号の規定を準用するほか、次の各号の規定を守らなければならない。

第五十六条の二 消費場所においてコンクリート破碎器を取り扱う場合には、第五十一条第一号、第四号、第十号、第十四号、第十七号及び第十八号の規定を準用するほか、次の各号の規定を守らなければならない。

2・3

【略】

三 火工所にコンクリート破碎器を存置する場合には、見張人を常時配置すること。
ただし、火工所として、第五十二条第三項第二号、第三号及び第四号の規定に適合する建物を設けた場合(この場合において、同項第二号、第三号及び第四号の規定中「火薬類取扱所」とあるのは、「火工所」と読み替えるものとする)は、この限りでない。

四 火工所の周囲には、適當な柵を設け、立入禁止、火氣厳禁等と書いた警戒札を掲示すること。

五 火工所に存置することのできるコンクリート破碎器の数量は、一日の消費見込量を超えないこと。

四 火工所の周囲には、適當な柵を設け、立入禁止、火氣厳禁等と書いた警戒札を掲示すること。

五 火工所に存置することのできるコンクリート破碎器の数量は、一日の消費見込量を超えないこと。

四 火工所の周囲には、適當な柵を設け、立入禁止、火氣厳禁等と書いた警戒札を建てるこ。

五 火工所に存置することのできるコンクリート破碎器の数量は、一日の消費見込量を超えないこと。

2・3

【略】

三 火工所にコンクリート破碎器を存置する場合には、見張人を常時配置すること。
ただし、火工所として、第五十二条第三項第二号、第三号及び第四号の規定に適合する建物を設けた場合(この場合において、同項第二号、第三号及び第四号の規定中「火薬類取扱所」とあるのは、「火工所」と読み替えるものとする)は、この限りでない。

四 火工所の周囲には、適當な柵を設け、立入禁止、火氣厳禁等と書いた警戒札を掲示すること。

五 火工所に存置することのできるコンクリート破碎器の数量は、一日の消費見込量を超えないこと。

四 火工所の周囲には、適當な柵を設け、立入禁止、火氣厳禁等と書いた警戒札を掲示すること。

五 火工所に存置することのできるコンクリート破碎器の数量は、一日の消費見込量を超えないこと。

四 火工所の周囲には、適當な柵を設け、立入禁止、火氣厳禁等と書いた警戒札を建てるこ。

五 火工所に存置することのできるコンクリート破碎器の数量は、一日の消費見込量を超えないこと。

5

【略】

一 点火は、取扱いに際し、摩擦、衝撃等に對して安全な点火具により行うこと。
二 点火具は、できるだけ導通又は抵抗を試験すること。この場合において、試験は、発火のおそれがない安全な方法で行い、かつ、危害予防の措置を講ずること。

三 落雷の危険がある場合には、点火具に係る作業を中止する等の適切な措置を講ずること。

四・八 【略】

九 点火に際しては、電圧並びに電源、点火母線及び点火具の全抵抗を考慮した後、点火具に所要電流を通すること。

十 電気点火器には、点火作業に従事する者以外の者が点火することができないよう措置を講ずること。

十一 点火回路は、点火する前に導通又は抵抗を試験し、かつ、試験は、関係人が安全な場所に退避したことを確認した後、安全な場所で実施すること。
十二 点火回路の全部又は一部を無線とした場合には、誤った信号を受信することにより点火具が意図に反して発火しないよう措置を講ずること。

三・六 【略】

6

【略】

一 【略】
二 手筒煙火の消費に際して、強風その他の天候上の原因により危険の発生するおそれがある場合には、手筒煙火の消費を中止すること。

三・六 【略】

5

【略】

一 点火には、点火玉又は電気導火線を用いること。
二 点火玉又は電気導火線は、できるだけ導通又は抵抗を試験すること。この場合において、試験器は、あらかじめ電流を測定し、O·O一アンペアを超えないものを使用し、かつ、危害予防の措置を講ずること。

三 落雷の危険がある場合には、点火玉又は電気導火線に係る作業を中止する等の適切な措置を講ずること。

四・八 【略】

九 点火に際しては、電圧並びに電源、点火母線及び点火玉又は電気導火線の全抵抗を考慮した後、点火玉又は電気導火線に所要電流を通すること。

十 電気点火器には、当該電気点火器による点火作業に従事する者以外の者が点火することができないようにする措置を講ずること。
〔新設〕

十一 重流回路は、点火する前に導通又は抵抗を試験し、かつ、試験は、関係人が安全な場所に退避したことを確認した後、安全な場所で実施すること。

三・六 【略】

備考 表中の「」は注記である。
この省令は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附 則

火薬類取締法施行規則関係例示基準（製造）

この火薬類取締法施行規則関係例示基準（以下「例示基準」という。）は、火薬類取締法施行規則（昭和25年10月31日通商産業省令第88号。以下「施行規則」という。）に定める技術的要件を満たす技術的内容をできるだけ具体的に示したものである。

なお、施行規則に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容はこの例示基準に限定されるものではなく、施行規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、施行規則に適合するものと判断するものである。

施行規則第4条第1項第1号

- 一 製造所内の見やすい場所に火薬類の製造所である旨の標識を掲げ、かつ、爆発又は発火に関し必要な事項を掲示し、製造所内は、危険区域を明瞭に定め、危険区域の周囲には、危険区域が明確に判別できるような措置を講じ、見やすい場所に警戒札を掲示すること。

●施行規則第4条第1項第1号に規定する危険区域が明確に判別できるような措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。

1. 境界線に柵、ロープ等を設置すること。
2. 境界線上にラインを引くこと。

施行規則第4条第1項第3号

三 危険区域の境界が森林内に設けられた場合には、火災による延焼を防止するための措置を講ずること。

●施行規則第4条第1項第3号に規定する延焼を防止するための措置とは、危険区域に隣接する森林と危険区域の境界線との間に幅2m以上の防火のための空地を設けることとする。

(※) 森林から製造所に向けての火災、製造所から森林へに向けての火災を共に考慮する。

施行規則第4条第1項第9号の3

九の三 無煙火薬を存置する火薬類一時置場（火工品の原料として使用する無煙火薬を存置する火薬類一時置場を除く。第二十六号の二において同じ。）には、当該無煙火薬の分解及び発火を防止するための措置並びに当該無煙火薬が発火したときに爆発を防止するための措置を講ずること。

●施行規則第4条第1項第9号の3に規定する無煙火薬の分解及び発火を防止するための措置とは、次の基準によるものとする。

1. 床面から1.5mの高さに温湿度記録計を設置すること。
2. 当該火薬類一時置場内の温度を40度以下に保ち、かつ、相対湿度を75%以下に保つこと。この場合において、温湿度調整装置を設置するときは、当該火薬類一時置場の構造及び当該無煙火薬の種類に応じて、防爆性能を有する構造のものを設置すること。
3. 当該火薬類一時置場に窓を設ける場合には、暗幕その他の遮光のための設備を設けること。

●施行規則第4条第1項第9号の3に規定する無煙火薬が発火したときに爆発を防止するための措置とは、次に掲げる基準に適合するスプリンクラー設備を設けることとする。

1. スプリンクラーヘッドは、開放型スプリンクラーヘッドとし、当該火薬類一時置場の天井又は小屋裏で室内に面する部分に、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第13条の2第4項第1号ニ及びホに規定する技術上の基準に従い、かつ、当該天井又は小屋裏の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が、1.7m以下となるように設けること。
2. 水源は、スプリンクラーヘッドの個数に1.6m³を乗じて得た量以上の量となるように設けること。この場合において、水源に連結する加圧送水装置(消防法施行規則第14条第1項第11号に規定するものをいう。)は、点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれがない箇所に設けること。ただし、水源の水位がポンプより低い位置にある加圧送水装置にあっては、消防法施行規則第12条第1項第3号の2の規定に従い、呼水装置を設けること。
3. スプリンクラー設備は、スプリンクラーヘッドの個数を同時に使用した場合に、それぞれの先端において、放水圧力が0.1MPa以上で、かつ、放水量が80L毎分以上で放水することができる性能のものとすること。
4. スプリンクラー設備は、自動火災報知設備の感知器の作動又は火災感知用スプリンクラーヘッドの作動若しくは開放による圧力検知装置の作動と連動して加圧送水装置及び一斉開放弁を起動することができるものとすること。
5. 一斉開放弁の二次側配管の部分には、放水することなく当該弁の作動を試験するための装置を設けること。

6. 制御弁は、消防法施行規則第14条第1項第3号の規定により設けること。
7. 流水検知装置は、湿式のものとし、消防法施行規則第14条第1項第4号の4及び第4号の5の規定により設けること。
8. 非常電源は、消防法施行規則第12条第1項第4号の規定により設けること。
9. 操作回路の配線は、消防法施行規則第12条第1項第5号の規定に準じて設けること。
10. 配管は、消防法施行規則第12条第1項第6号の規定に準じて設けること。
11. 貯水槽等には消防法施行規則第12条第1項第9号に規定する措置を講ずること。

施行規則第4条第1項第11号

- 十一 危険工室の窓及び扉は、次のイからハまでに定めるところによること。
- イ 危険工室の窓及び出口の扉は、非常の際に容易に避難できる構造とすること。
- ロ 危険工室の窓及び扉に用いる金具は、摩擦により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない材質のものとすること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。
- ハ 危険工室の窓には、直射日光により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

●施行規則第4条第1項第11号イに規定する非常の際に容易に避難できる構造とは、次の基準によるものとする。

1. 非常の際の避難に便利なように、できるだけ多くの窓及び出口を設けること。
2. 出口の扉は外開きとすること。(積雪のため出口の扉を外開きにすることが非常の際の避難に不便な場合は、この限りでない。)
3. 窓の扉は外開きとすること。(非常の際の避難に便利なように2箇所以上の適切な数の出口を設けた場合、又は、積雪のため窓の扉を外開きにすることが非常の際の避難に不便な場合は、この限りでない。)

●施行規則第4条第1項第11号ロに規定する摩擦により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない材質とは、直接鉄と摩擦する部分の材質を銅又は真鍮等とすることとする。

●施行規則第4条第1項第11号ハに規定する直射日光により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置とは、直射日光を受ける部分の窓に不透明のものを使用する又は日射調整フィルムを貼ることとする。

施行規則第4条第1項第12号

- 十二 危険工室の内面は、次のイからニまでに定めるところによること。
- イ 危険工室の内面には、内面の剥離及び内面の一部が火薬類に混入することを防止するための措置を講ずること。
- ロ 危険工室の内面には、飛散した火薬類の浸透又は浸入を防止するための措置及び飛散した火薬類を容易に除去できる措置を講ずること。ただし、火薬類が飛散するおそれがないときは、この限りでない。
- ハ 危険工室の床面には、火薬類が落下することにより爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、火薬類が床面にこぼれ若しくは落下するおそれがないとき又は火薬類が落下することにより爆発し若しくは発火するおそれがないときは、この限りでない。
- ニ 危険工室の床面には、鉄類を表さないこと。

- 施行規則第4条第1項第12号ロに規定する危険工室の内面の飛散した火薬類の浸透又は浸入を防止するための措置及び飛散した火薬類を容易に除去できる措置とは、内面は隙間のないようにし、かつ、水洗に耐え表面が滑らかであることとする。
- 施行規則第4条第1項第12号ハに規定する危険工室の床面の火薬類が落下することにより爆発し又は発火することを防止するための措置とは、次の基準によるものとする。
1. 床材は、鉛板、ゴム板、ビニル床シート等の軟質材料であること。
 2. 電気雷管の製造所又は信号炎管、信号火せん若しくは煙火の製造所にあっては、1.に加え、床材として木板を使用することができる。

施行規則第4条第1項第15号

十五 危険工室内に据付け又は備え付ける機械、器具又は容器は、次のイからニまでに定めるところによること。

イ 摩擦により火薬類が爆発し又は発火しない構造とすること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

ロ 振動又は衝撃により火薬類が爆発し又は発火しない構造とすること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

ハ 腐食により火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造とすること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

ニ 火薬類の付着、浸透又は浸入により火薬類が爆発し又は発火しない構造とすること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

●施行規則第4条第1項第15号イに規定する摩擦により火薬類が爆発し又は発火しない構造とは、次の基準によるものとする。

1. 摩擦部は、作業上やむを得ない部分を除き、鉄と鉄との摩擦がないものが使用されていること。

2. すべての摩擦部には、十分に滑剤が塗布されていること。

施行規則第4条第1項第16号

十六 危険工室内に暖房設備を設ける場合は、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずるとともに、燃焼しやすい物と隔離すること。

●施行規則第4条第1項第16号に規定する暖房設備の火薬類の爆発又は発火を防止するための措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。

1. 危険工室内と完全に隔離した熱源で加熱された熱水又は水蒸気（ゲージ圧0.1MPa以下とする。）による放熱体を危険工室内に設置する。この場合、放熱体の熱面には、取り外しが可能で掃除ができる構造の適当な覆いを取り付けること。
2. 危険工室内と完全に隔離した熱源で加熱された熱風を危険工室内に送り込む。この場合、吹き出し口の温度は摂氏50度以下とし、熱源からの熱粉じんが吹き出し口から飛び込むおそれがあるときは、吹き出し口の前面に不燃性板等を設置して熱粉じんの飛び込みを防止すること。
3. 火薬類が飛散するおそれがない危険工室の場合はエアコンディショナを設置することができる。この場合、吹き出し口の温度は摂氏40度以下とし、室内機の電気配線は危険工室内に表さないこと。

施行規則第4条第1項第17号

十七 危険工室内におけるパラフィン槽には、パラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。

●施行規則第4条第1項第17号に規定するパラフィン槽のパラフィンの過熱による火薬類の爆発又は発火を防止するための措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。

1. パラフィン槽内のいずれの部分も摂氏120度を超えないように、温度測定装置を備えた安全装置を設置すること。
2. パラフィンを外層の熱水により溶融させる方式の場合、自動給水器及び水が無くなつたときの加熱遮断装置を備えること。

施行規則第4条第1項第18号

十八 危険工室又は火薬類一時置場を照明する設備には、漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

●施行規則第4条第1項第18号に規定する照明設備の漏電、可燃性ガス、粉じん等により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。

1. 危険工室内又は一時置場内と完全に隔離した電灯及び電気配線とする。
2. 危険工室内又は一時置場内に設ける場合は、漏電、可燃性ガス、粉じん等に対して安全な防護装置を設けた電灯及び電気配線とする。

施行規則第4条第1項第21号

二十一 危険工室に面して設置された普通木造建築物には、耐火的措置を講ずること。

●施行規則第4条第1項第21号に規定する普通木造建築物の耐火的措置とは、次のいざれかの基準によるものとする。

1. 木板が露出している箇所に防火塗料を塗布すること。
2. 木板が露出している箇所を金属板等の不燃性物質で覆うこと。
3. 危険工室との間に防火壁を設置すること。

施行規則第4条第1項第22号の2

二十二の二 硝化設備、乾燥設備その他特に温度の変化が起こる設備には、火薬類の温度変化による爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。

- 施行規則第4条第1項第22号の2に規定する火薬類の温度変化による爆発又は発火を防止するための措置とは、次の基準によるものとする。

1. 設備の温度変化を適切に測定できる温度測定装置を設置すること。
2. 設備の温度変化により火薬類が爆発し又は発火するおそれがあるときは、一定の範囲を超えて温度変化したときに熱源へのエネルギー供給を遮断、原料の供給を停止等の温度変化を抑えるための措置を講ずること。

施行規則第4条第1項第22号の3

二十二の三 火薬類又はその原料を加圧する設備には、火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置を講ずること。ただし、当該火薬類又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがないときは、この限りでない。

●施行規則第4条第1項第22号の3に規定する火薬類又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。

1. 設備に、規定以上の圧力になれば自動的に減圧する安全装置を設けること。
2. 規定以上の圧力にはならない機構をもつ設備であること。

施行規則第4条第1項第22号の4

二十二の四 危険工室には、静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

●施行規則第4条第1項第22号の4に規定する静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置とは、次の基準によるものとする。

1. 身体に帶電した静電気を除去するための設備を当該工室の入口に設けること。
 2. 設備、装置、器具等は必要に応じて導電性のものを使用し、それらを接地すること。
 3. 床及び作業台には、金属板、導電性マット（シート）等を敷設するか、導電性塗料を塗布する等の措置を講じ、かつ、それらを接地すること（雷薬又は滲剤の配合又は填薬を行う危険工室を除く。）。
 4. 雷薬又は滲剤の配合又は填薬を行う危険工室の床及び作業台には、導電性マット（シート）を敷設し、かつ、接地すること。
- (※) 静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置については、本基準の他に、施行規則第5条第1項第34号の基準についても留意すること。

施行規則第4条第1項第24号

二十四 火薬類を乾燥する工室内の加温装置には、乾燥中の火薬類が爆発し又は発火しないための措置を講ずること。

●施行規則第4条第1項第24号に規定する乾燥中の火薬類が爆発し又は発火しないための措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。

1. 加温装置を乾燥中の火薬類と隔離して設置すること。
2. 温水加温装置を用いて、その設定温度が乾燥温度とほぼ同一となるようにすること。

施行規則第4条第1項第24号の2

二十四の二　日乾場の乾燥台には、火薬類の落下による爆発又は発火を防止するための措置及び火薬類への砂じん等の混入を防止するための措置を講ずること。

- 施行規則第4条第1項第24号の2に規定する火薬類の落下による爆発又は発火を防止するための措置及び火薬類への砂じん等の混入を防止するための措置とは、乾燥台の高さを60cm程度とすることとする。

施行規則第4条第1項第25号

二十五 爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場は、次のイからハまでに定めるところによること。

イ 危険区域内に設けること。

ロ 第三十一条に規定する土堤若しくは第三十一条の三に規定する防爆壁を設置すること又は防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。ただし、火薬類が爆発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。

ハ 周囲の火災を防止するための措置を講ずること。

●施行規則第4条第1項第25号ハに規定する周囲の火災を防止するための措置とは、爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場の周囲の樹木、雑草等を伐採しておくこと又は周囲の樹木、雑草等に散水しておくこととする。

施行規則第4条第1項第27号

二十七 危険区域内で火薬類を運搬する運搬車は、運搬する火薬類その他周囲の火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがないものであること。

●施行規則第4条第1項第27号に規定する運搬する火薬類その他周囲の火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがない運搬車とは、次のいずれかの基準に適合するものとする。

1. 手押し車であつて、運搬する火薬類に摩擦及び衝動を与えないような構造のもの。
2. 蓄電池車であつて、次の基準によるもの。
 - イ 運搬する火薬類に摩擦及び衝動を与えないように、荷台又は荷台と車軸との間に適當な緩衝装置を備えること。
 - ロ 蓄電池は、使用電圧が80V以下に保たれていること。
 - ハ 電気設備は、振動によって緩まないように固定され、適當な覆いがされていること。
- ニ 電気配線は、配線相互間及び配線と車体間の絶縁が十分に保たれて定着されていること。
- ホ 電気系統の短絡等による火花や火炎の発生がないよう常に点検及び整備がされていること。
- ヘ 消火器が備えられていること。ただし、車両の構造上消火器を備えることができない場合であつて、走行範囲の付近に直ちに使用できる消火器が備えられているときは、この限りでない。
3. ディーゼル車又はガソリン車であつて、次の基準によるもの。
 - イ 電気設備は、振動によって緩まないように固定され、適當な覆いがされていること。
 - ロ 電気配線は、配線相互間及び配線と車体間の絶縁が十分に保たれて定着されていること。
 - ハ 排気管及び消音器は、継目その他から排気の漏れがなく、運搬する火薬類その他周囲の火薬類からの距離が20cm未満の部分には適當な防熱措置が講じられていること。
 - ニ 排気管は、運搬する火薬類その他周囲の火薬類に影響を与えない位置において開口していること。
 - ホ 燃料やオイル漏れ、電気系統の短絡等による火花や火炎の発生がないよう常に点検及び整備がされていること。
 - ヘ 消火器が備えられていること。ただし、車両の構造上消火器を備えることができない場合であつて、走行範囲の付近に直ちに使用できる消火器が備えられているときは、この限りでない。

施行規則第4条第1項第28号

二十八 火薬類の運搬通路の路面及び勾配は、火薬類を安全に運搬できるものであること。

- 施行規則第4条第1項第28号に規定する安全に運搬できる運搬通路とは、路面は平坦であり、地形上その他やむを得ない場合のほかは、勾配は50分の1以下とすることとする。

施行規則第4条第2項第11号

十一 不発弾等廃棄処理場は、次のイからハまでに定めるところによること。

イ 危険区域内に設けること。

ロ 第三十一条に規定する土堤若しくは第三十一条の三に規定する防爆壁を設置すること
又は防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。ただし、火薬類が爆
発し又は発火することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがないときは、この限り
でない。

ハ 周囲の火災を防止するための措置を講ずること。

- 施行規則第4条第2項第11号ハに規定する周囲の火災を防止するための措置とは、不
発弾等廃棄処理場の周囲の樹木、雑草等を伐採しておくこと又は周囲の樹木、雑草等に散
水しておくこととする。

施行規則第4条の2第1項第3号

三 移動区域の境界が森林内に設けられた場合には、火災による延焼を防止するための措置を講ずること。

●施行規則第4条の2第1項第3号に規定する火災による延焼を防止するための措置とは、移動区域に隣接する森林と移動区域の境界線との間に幅2m以上の防火のための空地を設けることとする。

(※) 森林から製造所に向けての火災、製造所から森林へに向けての火災を共に考慮する。

施行規則第4条の2第1項第18号

十八 移動式製造設備の移動は、製造し及び運搬する特定硝酸アンモニウム系爆薬並びに周囲の火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがない構造の車両によることとし、製造のために車両の動力を使用する場合には、移動と製造とが同時にできない構造とし、製造のために車両の動力を使用しない場合には、製造のための動力は、特定硝酸アンモニウム系爆薬の爆発又は発火を起こすおそれがないものであること。

●施行規則第4条の2第1項第18号に規定する製造し及び運搬する特定硝酸アンモニウム系爆薬並びに周囲の火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがない構造の車両とは、次の基準に適合するディーゼル車とする。

1. 電気設備は、振動によって緩まないように固定され、適当な覆いがされていること。
2. 電気配線は、配線相互間及び配線と車体間の絶縁が十分に保たれて定着されていること。
3. 排気管及び消音器は、継目その他から排気の漏れがなく、製造し及び運搬する特定硝酸アンモニウム系爆薬に対して適当な防熱措置が講じられていること。
4. 排気管は、製造し及び運搬する特定硝酸アンモニウム系爆薬並びに周囲の火薬類に影響を与えない位置において開口していること。

施行規則第4条の2第1項第19号

十九 移動式製造設備に据付け又は備え付ける機械、器具又は容器は、次のイからホまでに定めるところによること。

- イ 摩擦により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造とすること。
- ロ 振動又は衝撃により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造とすること。
- ハ 腐食により特定硝酸アンモニウム系爆薬が変質し又は爆発し若しくは発火しない構造とすること。
- ニ 特定硝酸アンモニウム系爆薬の付着、浸透又は浸入により爆発し又は発火しない構造とすること。
- ホ 振動、衝撃等により変形しない構造とすること。

●施行規則第4条の2第1項第19号イに規定する摩擦により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火しない構造とは、次の基準によるものとする。

1. 摩擦部は、作業上やむを得ない部分を除き、鉄と鉄との摩擦がないものが使用されていること。
2. すべての摩擦部には、十分に滑剤が塗布されていること。

施行規則第4条の2第1項第29号

二十九 移動式製造設備で、特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部は、摩擦により当該特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火することを防止するための措置を講ずること。

- 施行規則第4条の2第1項第29号に規定する摩擦により特定硝酸アンモニウム系爆薬が爆発し又は発火することを防止するための措置とは、特定硝酸アンモニウム系爆薬と直接触れる回転部が内壁と接触しないよう間隙をとることとする。

施行規則第4条の2第1項第31号

三十一 移動式製造設備のうち、特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を加圧する設備には、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置を講ずること。ただし、当該特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料が、加圧により爆発し又は発火するおそれがないときは、この限りでない。

- 施行規則第4条の2第1項第31号に規定する特定硝酸アンモニウム系爆薬又はその原料を過度に加圧することを防ぐための措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。
 1. 設備に、規定以上の圧力になれば自動的に減圧する安全装置を設けること。
 2. 規定以上の圧力にはならない機構をもつ設備であること。

施行規則第4条の2第1項第33号

- 三十三 廃薬焼却場は、次のイからハまでに定めるところによること。
- イ 移動区域内に設けること。
- ロ 第三十一条に規定する土堤若しくは第三十一条の三に規定する防爆壁を設置すること
又は防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。ただし、火薬類が爆
発することにより周辺の施設に危害を及ぼすおそれがないときは、この限りでない。
- ハ 周囲の火災を防止するための措置を講ずること。

- 施行規則第4条の2第1項第33号ハに規定する周囲の火災を防止するための措置とは、
廃薬焼却場の周囲の樹木、雑草等を伐採しておくこと又は周囲の樹木、雑草等に散水して
おくこととする。

施行規則第5条第1項第6号

六 工室又は火薬類一時置場は、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異物が混入することにより火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火することを防止するための措置を講ずること。ただし、当該危害が発生するおそれがないときは、この限りでない。

●施行規則第5条第1項第6号に規定する異物が混入することにより火薬類が変質し又は爆発し若しくは発火することを防止するための措置とは、次の基準によるものとする。

1. 工室又は火薬類一時置場は、常に清潔に掃除すること。
2. 強風の場合には、砂じんの飛揚を防ぐため、必要に応じて工室又は火薬類一時置場の付近に散水すること。

施行規則第5条第1項第12号

十二 危険工室内で使用する機械、器具又は容器を修理する場合には、製造保安責任者の指示に従つて、あらかじめ危険予防の措置を講ずること。

●施行規則第5条第1項第12号に規定する機械、器具又は容器を修理する場合の危険予防の措置とは、次の基準によるものとする。

1. 当該工室の外において、修理する機械等に付着又は浸透した火薬類を除去した後で修理に着手すること。
2. 当該工室の外で修理を行うことが困難である場合には、修理に着手する前に次の措置を講ずること。
 - イ 工室内の火薬類その他の危険物を安全な場所に移すこと。
 - ロ 修理する機械等に付着又は浸透した火薬類を除去すること。

施行規則第5条第1項第13号

十三 危険工室又は火薬類一時置場の改築又は修繕の工事をしようとするときは、製造保安責任者の指示に従つて、あらかじめ危険予防の措置を講ずること。

●施行規則第5条第1項第13号に規定する危険工室又は火薬類一時置場の改築又は修繕の工事をしようとするときの危険予防の措置とは、次の基準によるものとする。

1. 当該危険工室又は火薬類一時置場内の火薬類その他の危険物を安全な場所に移すこと。
2. 当該危険工室又は火薬類一時置場内の内面や機械等に付着又は浸透した火薬類を除去すること。

施行規則第5条第1項第15号

十五 火薬類の廃棄又は不良品は、危険予防及び盜難防止のための措置を講じた上で速やかに廃棄すること。

●施行規則第5条第1項第15号に規定する火薬類の廃棄又は不良品の廃棄における危険予防の措置とは、次の基準によるものとする。

1. 廃棄するまでの間、専用の廃棄容器に収納し及び移送すること。
2. あらかじめ定められた場所において、廃棄を行うこと。

施行規則第5条第1項第16号の2

十六の二 原動機をもつ車両は、火薬類の粉末が飛散し、又は可燃性ガスが発散するおそれがある工室及びその付近に入れないこと。ただし、飛散する火薬類又は発散する可燃性ガスの爆発又は発火を防止するための措置が講じられている場合は、この限りでない。

- 施行規則第5条第1項第16号の2に規定する飛散する火薬類又は発散する可燃性ガスの爆発又は発火を防止するための措置とは、次の基準によるものとする。

1. 工室又はその付近の当該車両が入る部分及びその周囲は、常に清掃し飛散した火薬類が存在しない状態とすること。
2. 工室又はその付近の当該車両が入る部分及びその周囲は、発散する可燃性ガスの濃度が爆発下限界の1/4以下である状態とすること。
3. 1. 又は2.の場合において、火薬類の粉末が飛散し、又は可燃性ガスが発散したときは、直ちに車両を停止させ、飛散した火薬類の粉末又は発散した可燃性ガスを除去するまで車両を動かさないこと。

施行規則第5条第1項第17号

十七 火薬類、油類等の付着しているおそれがある布類その他の廃材は、廃棄するまでの間、危険予防の措置を講ずること。

- 施行規則第5条第1項第17号に規定する火薬類、油類等の付着しているおそれがある布類その他の廃材についての危険予防の措置とは、一定の容器に収納し、毎日作業終了後工室外に搬出して、一定の場所で周囲に可燃物を置かないこととする。

施行規則第5条第1項第25号

二十五 火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合には、通気を確保するため当該火薬類一時置場の内壁及び床面に直に触れないような措置を講ずるとともに、荷崩れせず、安全に搬出入が可能な高さで積むこと。

●施行規則第5条第1項第25号に規定する通気を確保するために講ずる火薬類一時置場の内壁及び床面に直に触れない措置とは、次の基準によるものとする。

1. 無煙火薬を火薬類一時置場の内壁から30cm以上離すこと。

2. 無煙火薬は次のいずれかを使用して存置すること。

イ 枕木

ロ すのこ（木製又は樹脂製で鉄類が表面に表れていないもの）

ハ パレット（木製又は樹脂製で鉄類が表面に表れていないもの）

ニ 棚（木製又は樹脂製で鉄類が表面に表れていないもの）

●施行規則第5条第1項第25号に規定する無煙火薬が荷崩れせず、安全に搬出入が可能な高さで積むこととは、次の基準によるものとする。

1. 荷崩れによる落下を防ぐため平積みとすること。

2. 安全に搬出入するため、無煙火薬を積む高さは1.8m以下とすること。

施行規則第5条第1項第34号

三十四 静電気により爆発し又は発火するおそれがある火薬類を取り扱う際には、帯電した静電気を有効に除去するための措置を講ずること。

●施行規則第5条第1項第34号に規定する帯電した静電気を有効に除去するための措置とは、次の基準によるものとする。

1. 衣類、履物及び必要に応じ手袋は、静電気の帯電を防止するものを着用すること

(雷薬又は滲剤の配合又は填薬作業を行う場合を除く。)。

2. 雷薬又は滲剤の配合又は填薬作業を行う際には、次の措置を講ずること。

イ 衣類は、静電気の帯電を防止するものを着用すること。

ロ 履物及び手袋は導電性のものを着用すること。

ハ ふるい、たらい及び小分け用スコップは導電性のもの（鉄製のものを除く。）を使用すること。

(※) 静電気により火薬類が爆発し又は発火することを防止するための措置については、本基準の他に、施行規則第4条第1項第22号の4の基準にも留意すること。

施行規則第5条の2第1項第8号

八 移動式製造設備には、鉄、砂れき、木片又はガラス片等の異物が特定硝酸アンモニウム系爆薬に混入することを防止するための措置を講ずること。

●施行規則第5条の2第1項第8号に規定する異物が特定硝酸アンモニウム系爆薬に混入することを防止するための措置とは、次の基準によるものとする。

1. 移動式製造設備は、常に清潔に掃除すること。
2. 強風の場合には、砂じんの飛揚を防ぐため、必要に応じて移動式製造設備の付近に散水すること。

施行規則第5条の2第1項第13号

十三 移動式製造設備を改造、修繕又は修理する場合には、製造保安責任者の指示に従つて、あらかじめ危険予防の措置を講ずること。

●施行規則第5条の2第1項第13号に規定する移動式製造設備を改造、修繕又は修理する場合の危険予防の措置とは、次の基準によるものとする。

1. 移動式製造設備内の特定硝酸アンモニウム系爆薬その他の危険物を安全な場所に移すこと。
2. 移動式製造設備に付着した特定硝酸アンモニウム系爆薬を除去すること。

施行規則第5条の2第1項第16号

十六 特定硝酸アンモニウム系爆薬の廃棄又は不良品は、危険予防及び盜難防止のための措置を講じた上で、速やかに廃棄すること。

●施行規則第5条の2第1項第16号に規定する特定硝酸アンモニウム系爆薬の廃棄又は不良品の廃棄における危険予防の措置とは、次の基準によるものとする。

1. 廃棄するまでの間、専用の廃棄容器に収納し及び移送すること。
2. あらかじめ定められた場所において、廃棄を行うこと。

施行規則第5条の2第1項第17号

十七 特定硝酸アンモニウム系爆薬、油類等の付着しているおそれがある布類その他の廃材は、廃棄するまでの間、危険予防の措置を講ずること。

- 施行規則第5条の2第1項第17号に規定する特定硝酸アンモニウム系爆薬、油類等の付着しているおそれがある布類その他の廃材についての危険予防の措置とは、一定の容器に収納し、毎日作業終了後一定の場所で周囲に可燃物を置かないこととする。

火薬類取締法施行規則関係例示基準（貯蔵）

この火薬類取締法施行規則関係例示基準（以下「例示基準」という。）は、火薬類取締法施行規則（昭和25年10月31日通商産業省令第88号。以下「施行規則」という。）に定める技術的要件を満たす技術的内容をできるだけ具体的に示したものである。

なお、施行規則に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容はこの例示基準に限定されるものではなく、施行規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、施行規則に適合するものと判断するものである。

施行規則第16条第3号

- 三 前条第一項の表（1）（イ）又は（5）の規定により火薬類を建築物（坑道その他建築物以外の施設を含む。以下この号において同じ。）に貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）には、次のイからヘまでに定めるところによること。
- イ 建築物の構造は、鉄筋コンクリート造り、コンクリートブロック造り又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得る構造とすること。
- ロ 建築物の入口の扉は、鉄製の防火扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。
- ハ 建築物の屋根の外面は、金属板、スレート板、かわらその他の不燃性物質を使用し、かつ、天井裏又は屋根に盗難防止のための金網を張ること。ただし、建築物の屋根が鉄筋コンクリート造り、コンクリートブロック造り又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得るものについては、この限りでない。
- ニ 建築物の内面は、板張りとし、床面にはできるだけ鉄類を表わさないこと。
- ホ 建築物には、盗難を防止するための自動警報装置を設置するとともに、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持すること。
- ヘ 建築物には、帳簿を備え、責任者を定めて、出納した火薬類の種類及び数量並びに出納の年月日並びに相手方の住所及び氏名をその都度明確に記録させること。

●施行規則第16条第3号ロに規定する入口の扉の盗難を防止するための措置とは、次の基準によるものとする。

1. 扉は、日本産業規格K4832(2018)火薬類の盗難防止設備の要求事項3.1.
 2. 外扉の基準に適合し、厚さ2mm以上の鉄板を使用した扉とすること。
2. 日本産業規格K4832(2018)火薬類の盗難防止設備の要求事項3.2 火薬庫に用いる錠の基準に適合する錠を設置すること。

●施行規則第16条第3号ホに規定する盗難を防止するための自動警報装置とは、次の基準によるものとする。

1. 施行規則第15条第1項の表（1）（イ）又は（5）の規定により火薬類を建築物（坑道その他建築物以外の施設を含む。）に貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）【施行規則第16条第3号】、施行規則第15条第1項の表（1）（ハ）の規定により火薬類を建築物に貯蔵する場合【施行規則第16条第3号の2】については、次の基準によること。

イ 日本産業規格K4832(2018)火薬類の盗難防止設備の要求事項3.4 火薬庫及び庫外貯蔵庫に用いる自動警報装置の基準に適合する自動警報装置（装置が作動した場合に当該建築物を管理すべき者が警報を感じることが通常困難であると認められる場所に設置されている建築物にあっては、警鳴装置に限る。）を設置すること。

施行規則第16条第3号の2

三の二 前条第一項の表(1)(ハ)の規定により火薬類を建築物に貯蔵する場合には、前号ホ及びヘの規定によるほか、次のイからヘまでに定めるところによること。

イ 建築物の構造は、幅、奥行き及び高さが二・三メートル以上の鉄筋コンクリート造りとし、厚さは十センチメートル以上とすること。

ロ 建築物の入口の扉は、鉄製の内開きの防火扉とし、盜難を防止するための措置を講ずること。

ハ 建築物内に爆薬を貯蔵する場合には、爆薬を収納する十分な強度を有する木箱(以下「収納箱」という。)を設置し、その中に爆薬を入れる個装容器を取り付け、収納箱と個装容器との間隔は、三十センチメートル以上とし、個装容器相互間の間隔は、十五センチメートル以上とし、空間には砂を密に充てんすること。

ニ 爆薬を入れる個装容器は、合成樹脂製の外筒と内筒からなり、外筒は、内筒が挿入できる径とし、内筒は、内径三十ミリメートル以下で爆薬を収納する部分と砂を充てんする部分とに分かれ、爆薬を収納する部分の前後には、厚さ十五センチメートル以上に砂を密に充てんすること。

ホ 個装容器一個に貯蔵できる爆薬は、百グラム以下とすること。

ヘ 建築物内に、工業雷管及び電気雷管を貯蔵する場合は、工業雷管及び電気雷管を収納する十分な強度を有する木箱(以下「雷管収納箱」という。)を設置し、その中に工業雷管及び電気雷管を入れる木製の貯蔵箱一個を取り付け、雷管収納箱と貯蔵箱との間隔は、十五センチメートル以上とし、空間には砂を密に充てんすること。

●施行規則第16条第3号の2ロに規定する入口の扉の盜難を防止するための措置とは、次の基準によるものとする。

1. 扉は、厚さ4.5mm以上の鉄板を使用した扉とすること。
2. 日本産業規格K4832(2018)火薬類の盜難防止設備の要求事項3.2火薬庫に用いる錠の基準に適合する錠を設置すること。

施行規則第16条第4号

四 前条第一項の表（1）（イ）又は（5）の規定により火薬類を金属製のロッカーその他堅固な構造を有する設備（以下この号及び次号において「設備」という。）に収納して建築物に貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焰えん管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）には、第三号の規定にかかわらず、次のイからニまでに定めるところによること。

イ 設備の扉には、盗難を防止するための措置を講ずること。

ロ 設備は、容易に持ち運びできること。

ハ 設備の内面は、板張りとすること。

二 設備には、盗難を防止するための自動警報装置を設置するとともに、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持すること。

ホ 設備には、帳簿を備え、責任者を定めて、出納した火薬類の種類及び数量並びに出納の年月日並びに相手方の住所及び氏名をその都度明確に記録させること。

●施行規則第16条第4号イに規定する設備の扉の盗難を防止するための措置とは次の基準によることとする。

1. 設備の扉には、錠を使用すること。

●施行規則第16条第4号ニに規定する盗難を防止するための自動警報装置とは次の基準によることとする。

1. 施行規則第15条第1項の表（1）（イ）又は（5）の規定により火薬類を金属製のロッカーその他堅固な構造を有する設備に収納して建築物に貯蔵する場合（ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）【施行規則第16条第4号】、施行規則第15条第1項の表（1）（ロ）及び（2）から（4）までの規定により火薬類を貯蔵する場合【施行規則第16条第4号の2】については、次の基準によること。

イ 設備の扉には、日本産業規格K4832(2018)火薬類の盗難防止設備の要求事項3、4 火薬庫及び庫外貯蔵庫に用いる自動警報装置の基準に適合する自動警報装置（装置が作動した場合に当該設備を管理すべき者が警報を感じることが通常困難であると認められる場所に設置されている設備にあっては、警鳴装置に限る。）を設置すること。

施行規則第24条第4号

四 火薬庫の入口の扉は、外扉が耐火扉である二重扉とし、盜難を防止するための措置を講ずること。

●施行規則第24条第4号の火薬庫入口の扉の盜難を防止するための措置は、次の基準によるものとする。

1. 地上式一級火薬庫【施行規則第24条】、地上覆土式一級火薬庫【施行規則第24条の2】、地上式二級火薬庫【施行規則第26条第1項】、地上式三級火薬庫【施行規則第27条第1項】、実包火薬庫【施行規則第27条の4】については、次の基準によること。

イ 内扉は、日本産業規格K4832(2018)火薬類の盜難防止設備の要求事項3.

1. 1 内扉の基準に適合すること。

ロ 外扉は次の基準によること。

(1) 厚さ3mm以上の鉄板とすること。

(地上式二級火薬庫にあっては、厚さ2mm以上の鉄板とする。)

(2) 日本産業規格K4832(2018)火薬類の盜難防止設備の要求事項3. 1.

2 外扉の基準に適合すること。

ハ 内扉及び外扉にはそれぞれ錠を使用すること。

ニ 外扉の錠は、日本産業規格K4832(2018)火薬類の盜難防止設備の要求事項

3. 2 火薬庫に用いる錠の基準に適合すること。

施行規則第24条第15号

十五 火薬庫の天井裏又は屋根には、盜難を防止するための措置を講ずること。

●施行規則第24条第15号の火薬庫の天井裏又は屋根に講ずる盜難防止の措置は、次の基準によるものとする。

1. 地上式一級火薬庫【施行規則第24条】、地上式二級火薬庫【施行規則第26条第1項】、地上式三級火薬庫【施行規則第27条第1項】については、次の基準によること。

イ 日本産業規格K4832(2018)火薬類の盜難防止設備の要求事項3.3 火薬庫の天井裏又は屋根に張る金網の基準に適合する金網を設置すること。

施行規則第24条第16号

十六 火薬庫には、盜難を防止するための警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。

●施行規則第24条第16号に掲げる盜難を防止するための警鳴装置とは、次の基準によるものとする。

1. 地上式一級火薬庫【施行規則第24条】、地上覆土式一級火薬庫【施行規則第24条の2】、地中式一級火薬庫【施行規則第25条】、地下式一級火薬庫【施行規則第25条の2】、地上式二級火薬庫【施行規則第26条第1項】、地中式二級火薬庫【施行規則第26条第2項】、地上式三級火薬庫【施行規則第27条第1項】、地中式三級火薬庫【施行規則第27条第2項】、実包火薬庫【施行規則第27条の4】については、次の基準によること。

イ 日本産業規格K4832(2018)火薬類の盜難防止設備の要求事項3.4 火薬庫及び庫外貯蔵所に用いる自動警報装置の基準に適合する警鳴装置を設置すること。

施行規則第25条第4号

四 火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口には、盜難を防止するための措置を講ずること。

●施行規則第25条第4号に掲げる盜難防止の措置は、次の要件を満たすものとする。

1. 地中式1級火薬庫【第25条】、地下式1級火薬庫【第25条の2】については、次の基準によること。

- イ 入口の扉は、日本産業規格K4832(2018)火薬類の盜難防止設備の要求事項3.1.2 外扉の基準に適合すること。
- ロ 入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入り口には、日本産業規格K4832(2018)火薬類の盜難防止設備の要求事項3.2 火薬庫に用いる錠の基準に適合する錠をそれぞれ設置すること。

火薬類取締法施行規則関係例示基準（消費）

この火薬類取締法施行規則関係例示基準（以下「例示基準」という。）は、火薬類取締法施行規則（昭和25年10月31日通商産業省令第88号。以下「施行規則」という。）に定める技術的要件を満たす技術的内容をできるだけ具体的に示したものである。

なお、施行規則に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容はこの例示基準に限定されるものではなく、施行規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、施行規則に適合するものと判断するものである。

施行規則第51条第6号

六　凍結したダイナマイト等は、爆発又は発火のおそれがない適切な方法で融解すること。
ただし、火気、ストーブ、蒸気管その他高熱源に接近させてはならない。

●施行規則第51条第6号に規定する凍結したダイナマイト等の爆発又は発火のおそれがない適切な融解方法とは、次のいずれかの基準によるものとする。

1. 摂氏50度以下の温湯を外槽に使用した融解器により融解する。
2. 摂氏30度以下に保った室内に置くことにより融解する。

施行規則第51条第10号

十 電気雷管は、できるだけ導通又は抵抗を試験すること。この場合において、試験は、当該電気雷管が爆発するおそれがない方法で行い、かつ、危害予防の措置を講ずること。

●施行規則第51条第10号に規定する電気雷管が爆発するおそれがない方法とは、次の基準によるものとする。

1. 試験器は、あらかじめ電流を確認すること。
2. 次のいずれかにより試験を行うこと。
 - イ 0.01A以下の電流による導通又は抵抗試験
 - ロ 半導体集積回路を組み込んだ電気雷管であって、電波又は電流により意図に反して爆発しないよう措置を講じたもの（電子雷管）にあっては0.3A以下の電流による導通又は抵抗試験

施行規則第52条第3項第2号

二 火薬類取扱所には平家建の建物を設け、その構造は、火薬類を存置するときに見張人を常時配置する場合を除き、盜難及び火災を防ぎ得る構造とすること。

●施行規則第52条第3項第2号に規定する建物の盜難及び火災を防ぎ得る構造とは、次のいずれかの基準によるものとする。

1. 壁の厚さが10cm以上の鉄筋コンクリート造
2. 壁の厚さが12cm以上のコンクリートブロック造
3. 軽量形鋼造であって、次の基準に適合するもの

イ 側面の壁の外面には、厚さ2mm以上の鉄板を張り、鉄板を継ぐ場合には、溶接又は内面ボルト締めとすること。

ロ 床の下面には、床下からの盜難を防止するため、厚さ2mm以上の鉄板を張ること。
ただし、側面の壁が地盤面下まであり、かつ、基礎と一体となっている場合は、この限りでない。

ハ 扉は、外側から取り外しができないように確実に取り付けること。

ニ 天井裏又は屋根裏には線径が4mm以上、網目が5cm以下の金網を張り、かつ、金網は側面の壁に確実に緊結させること。

施行規則第52条第3項第3号の2

三の二 火薬類取扱所の建物の内面には、取り扱う火薬類の落下、衝突等による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料を使用し、床面にはできるだけ鉄類を表さないこと。

- 施行規則第52条第3項第3号の2に規定する建物の内面に使用する火薬類の落下、衝突等による衝撃又は摩擦を緩和する建築材料とは、木板とする。

施行規則第52条第3項第4号

四 火薬類取扱所の建物の入口の扉には、火薬類を存置するときに見張人を常時配置する場合を除き、盜難及び火災を防止するための措置を講ずること。

●施行規則第52条第3項第4号に規定する建物の入口の扉に講ずる盜難及び火災を防止するための措置とは、次の基準によるものとする。

1. 扉の外面に厚さ2mm以上の鉄板を張ること。
2. 扉には錠（なんきん錠及びえび錠を除く。）を使用すること。

施行規則第52条第3項第5号

五 火薬類取扱所に暖房設備を設ける場合には、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずるとともに、燃焼しやすい物と隔離すること。

●施行規則第52条第3項第5号に規定する暖房設備を設ける場合における火薬類の爆発又は発火を防止するための措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。

1. 火薬類取扱所の建物内と完全に隔離した熱源で加熱された熱水又は水蒸気（ゲージ圧0.1 MPa以下とする。）による放熱体を火薬類取扱所の建物内に設置すること。この場合において、放熱体の熱面には、取り外しが可能で掃除ができる構造の適当な覆いを取り付けること。
2. 火薬類取扱所の建物内と完全に隔離した熱源で加熱された熱風を火薬類取扱所の建物内に送り込むこと。この場合において、吹き出し口の温度は摂氏50度以下とし、熱源からの熱粉じんが吹き出し口から飛び込むおそれがあるときは、吹き出し口の前面に不燃性板等を設置して熱粉じんの飛び込みを防止すること。
3. 火薬類が飛散するおそれがない火薬類取扱所の建物でエアコンディショナを設置する場合においては、エアコンディショナの室内機の吹き出し口の温度は摂氏40度以下とし、火薬類取扱所の建物の内面にはエアコンディショナの室内機の電気配線を表さないこと。

※施行規則第52条の2第3項により本例示基準を準用する場合は、「火薬類取扱所の建物」とあるのは「火工所」と読み替えるものとする。

施行規則第52条第3項第6号

六 火薬類取扱所に照明設備を設ける場合は、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずること。

- 施行規則第52条第3項第6号に規定する照明設備を設ける場合における火薬類の爆発又は発火を防止するための措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。

1. 火薬類取扱所の建物内と完全に隔離した電灯とし、かつ、火薬類取扱所の建物内において電導線を表さないこと。
2. 火薬類取扱所の建物内に照明設備を設ける場合は、次の基準によること。
 - イ 安全な装置を施した定着電灯を使用すること。
 - ロ 配線は金属管工事又はキャブタイヤケーブル若しくはがい装ケーブルを使用するケーブル工事によること。
 - ハ 自動遮断器又は開閉器は火薬類取扱所の建物外に設けること。

※施行規則第52条の2第3項により本例示基準を準用する場合は、「火薬類取扱所の建物」とあるのは「火工所」と読み替えるものとする。

施行規則第53条第14号

十四 装填設備には、鉄、砂れき、木片、ガラス片その他の異物が硝安油剤爆薬又は含水爆薬に混入することを防止するための措置を講ずること。

●施行規則第53条第14号に規定する異物が硝安油剤爆薬又は含水爆薬に混入することを防止するための措置とは、次の基準によるものとする。

1. 装填設備は、常に清潔に掃除すること。
2. 強風の場合には、砂じんの飛揚を防ぐため、必要に応じて装填設備の付近に散水すること。

施行規則第53条の3第1号

一 ガス導管発破器には、点火作業に従事する者以外の者が点火できないよう措置を講ずること。

●施行規則第53条の3第1号に規定する点火作業に従事する者以外の者が点火できない措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。

1. 発破器に錠を施すことにより点火できないようにし、当該錠の鍵を点火作業に従事する者が自ら携帯すること。
2. 発破器のハンドルその他の点火スイッチを分離することにより点火できないようにし、当該点火スイッチを点火作業に従事する者が自ら携帯すること。
3. 発破器を点火作業に従事する者が自ら携帯すること。

施行規則第53条の4第4号

四 導火管の点火に用いる点火器には、点火作業に従事する者以外の者が点火できないよう措置を講ずること。

●施行規則第53条の4第4号に規定する点火作業に従事する者以外の者が点火できない措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。

1. 点火器に錠を施すことにより点火できないようにし、当該錠の鍵を点火作業に従事する者が自ら携帯すること。
2. 点火器のハンドルその他の点火スイッチを分離することにより点火できないようにし、当該点火スイッチを点火作業に従事する者が自ら携帯すること。
3. 点火器を点火作業に従事する者が自ら携帯すること。

施行規則第54条第8号

八 電気発破器には、点火作業に従事する者以外の者が点火できないよう措置を講ずること。

●施行規則第54条第8号に規定する点火作業に従事する者以外の者が点火できない措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。

1. 発破器に錠を施すことにより点火できないようにし、当該錠の鍵を点火作業に従事する者が自ら携帯すること。
2. 発破器のハンドルその他の点火スイッチを分離することにより点火できないようにし、当該点火スイッチを点火作業に従事する者が自ら携帯すること。
3. 発破器を点火作業に従事する者が自ら携帯すること。

施行規則第54条第9号

九 点火回路は、点火する前に導通又は抵抗を試験し、かつ、試験は、作業者が安全な場所に退避したことを確認した後、火薬類の装填箇所から三十メートル以上離れた安全な場所で実施すること。ただし、電気雷管が爆発するおそれがない電流により試験する場合又は電子雷管のみを使用した点火回路を点火機能のない導通試験器を用いて試験する場合については、この限りでない。

- 施行規則第54条第9号に規定する電気雷管が爆発するおそれがない電流とは、1mA以下とする。

施行規則第56条の3の2第27号

二十七 模型ロケットの点火に用いる電気点火器には、点火作業に従事する者以外の者が点火できないよう措置を講ずること。

●施行規則第56条の3の2第27号に規定する点火作業に従事する者以外の者が点火できない措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。

1. 点火器から、安全キーを分離することにより点火できない状態とし、当該安全キーを点火作業に従事する者が常時携帯すること。
2. 点火器から、安全キーを分離することにより点火できない状態とし、打ち上げの準備作業中は当該安全キーをランチロッドの先端に装着すること。

施行規則第56条の4第3項第3号

三 煙火置場に煙火及び煙火の打揚げ等に使用する火薬類を存置する場合には、盜難を防止するための措置を講ずること。

- 施行規則第56条の4第3項第3号に規定する盜難を防止するための措置とは、見張人を當時配置することとする。

施行規則第56条の4第5項第1号

一 点火は、取扱いに際し、摩擦、衝撃等に対して安全な点火具により行うこと。

- 施行規則第56条の4第5項第1号に規定する摩擦、衝撃等に対して安全な点火具とは、
点火玉及び電気導火線とする。

施行規則第56条の4第5項第2号

二 点火具は、できるだけ導通又は抵抗を試験すること。この場合において、試験は、発火のおそれがない安全な方法で行い、かつ、危害予防の措置を講ずること。

- 施行規則第56条の4第5項第2号に規定する点火具の発火のおそれがない安全な方法とは、試験器の電流をあらかじめ測定し、0.01A以下の電流で試験することとする。

施行規則第56条の4第5項第10号

十 電気点火器には、点火作業に従事する者以外の者が点火することができないよう措置を講ずること。

●施行規則第56条の4第5項第10号に規定する点火作業に従事する者以外の者が点火できない措置とは、次のいずれかの基準によるものとする。

1. 点火器に錠を施すことにより点火できないようにし、当該錠の鍵を点火作業に従事する者が自ら携帯すること。
2. 点火器のハンドルその他の点火スイッチを分離することにより点火できないようにし、当該点火スイッチを点火作業に従事する者が自ら携帯すること。
3. 点火器を点火作業に従事する者が自ら携帯すること。

火薬類取締法施行規則関係例示基準（廃棄）

この火薬類取締法施行規則関係例示基準（以下「例示基準」という。）は、火薬類取締法施行規則（昭和25年10月31日通商産業省令第88号。以下「施行規則」という。）に定める技術的要件を満たす技術的内容をできるだけ具体的に示したものである。

なお、施行規則に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容はこの例示基準に限定されるものではなく、施行規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、施行規則に適合するものと判断するものである。

施行規則第 67 条

第六十七条 火薬類（不発弾等を除く。）の廃棄は、廃棄しようとする火薬類の性状に応じて、廃棄作業を行う者及び周辺への危害が発生するおそれのない方法により行わなければならない。

●施行規則第六十七条第一項に規定する火薬類（不発弾等を除く。）の廃棄の方法とは、次のいずれかの基準によること。

1. 火薬又は爆薬は、少量ずつ爆発処理又は燃焼処理すること。
2. 水又は溶媒に可溶性の成分を主とする火薬又は爆薬は、安全な溶液として分解処理すること。
3. 凍結したダイナマイトは、完全に融解した後燃焼処理するか、又は0.5 kg 以下を順次に爆発処理すること。
4. 工業雷管、電気雷管又は信号雷管は、孔を掘って入れ、又は水中に入れ、爆発処理すること。
5. 導火線は、燃焼処理又は湿潤状態として分解処理すること。
6. 導爆線及び制御発破用コードは爆発処理又は、少量ずつ燃焼処理すること。
7. 導水管付き雷管は、導水管部と雷管部とを切断し、雷管部は4. に規定する方式により爆発処理し、導水管部は爆発処理又は燃焼処理すること。
8. 実包又は空包は、燃焼炉（燃焼中に実包又は空包の全部又は一部が外部に飛散することを防ぐ構造及び材質であるものに限る。）を使用して燃焼処理すること。
9. 銃用雷管は、孔を掘って入れ、爆発処理又は、燃焼炉（燃焼中に銃用雷管の全部又は一部が外部に飛散することを防ぐ構造及び材質であるものに限る。）を使用して燃焼処理すること。
10. 4. から9. に掲げるもの以外の火工品は、4. から9. の基準に準じて処理すること。